平成２９年（フ）第４１７９号
千葉県松戸市稔台３丁目10―19　ヒルコート稔台Ｂ号
債務者　竹腰　謙二
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１８１号
東京都足立区西竹の塚１丁目14―７―401
債務者　西倉　勝義
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７５号
大阪市西区九条南２丁目９番１―605号
債務者　岩渕　鉄弥
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２０１５号
名古屋市港区宝神２丁目316番地
破産者　有限会社ナワ製作所
1　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
2　一般調査期日　平成29年８月８日午前10時50分
平成29年６月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江21番地52
破産者　太田　隆志
1　破産債権の届出期間　平成29年７月７日まで
2　一般調査期日　平成29年８月３日午後１時30分
平成29年６月１日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第３９２０号
奈良県橿原市雲梯町96の29　井上敏博方、開始決定時大阪市天王寺区北河堀町10番８―805号
破産者　西尾　忠史
1　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
2　一般調査期日　平成29年９月13日午後１時30分
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５５号
大阪市住之江区御崎６丁目１番17号　ローレルハイツ岡本３Ａ、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目５番76号
破産者　明智　　弘
1　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市武庫町１―54―３―302、住民票上の住所兵庫県伊丹市平松７丁目５番27号
破産者　北野　昌男
1　破産債権の届出期間　平成29年７月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午前10時15分
平成29年６月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４４４号
大阪府門真市宮野町14番21号
破産者　木下　博幸
1　破産債権の届出期間　平成29年８月10日まで
2　一般調査期日　平成29年９月11日午後２時
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２８年（フ）第１９４号
佐賀県小城市牛津町牛津595番地２
破産者　染矢塗装店こと　染矢　久雄
1　破産債権の届出期間　平成29年７月７日まで
2　一般調査期間　平成29年７月18日から平成29年７月28日まで
平成29年６月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係

債権者集会招集

平成２７年（フ）第２８０号
堺市堺区甲斐町西１丁１番25号
破産者　株式会社ケイ・キャット
1　期日　平成29年９月６日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７００号
大阪府富田林市高辺台３丁目９番20号
破産者　保澤　邦昭
1　期日　平成29年９月６日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２９年（フ）第２０８３号
東京都豊島区南長崎４丁目39―11
破産者　黒川　和紀
審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
平成29年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０４７号
東京都千代田区岩本町２丁目６番10号
清算株式会社　ＣＫマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目１番10号第２ローレルビル４階　磯辺・高橋・八木法律事務所　弁護士　八木　清文
平成29年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２８年（再）第１５号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25番地126
再生債務者　青森県観光開発株式会社
主文　平成28年４月11日にした監督命令を取り消す。
平成29年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２８年（再）第４９号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目23番５号
再生債務者　株式会社ダイトー
特別調査期間　平成29年７月20日から平成29年７月21日まで
平成29年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第４９号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目23番５号
再生債務者　株式会社ダイトー
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年７月26日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年７月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年７月12日
平成29年５月31日
東京地方裁判所民事第20部